

# にしかんと News

Vol. **15**  
2023.4



徳島頭首工(釜無川地区)



関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所  
<https://www.maff.go.jp/kanto/nouson/sekkei/kokuei/nishikan/index.html>

## 所長あいさつ



昨年も豪雨等による自然災害が多発しました。特に、9月23日に東海地方に接近した台風15号により、西関東土地改良調査管理事務所管内においても、静岡県を中心に各地で記録的な大雨となり、農地・農業用施設に大きな被害が発生しました。近年、自然災害が頻発化・激甚化する中、今後も発生し得る災害に備えるため、防災・減災としての豪雨・地震対策が急務となっています。

また、愛知県における明治用水頭首工の大規模漏水など、施設の老朽化などにより、整備された社会インフラの機能が失われた場合、農業を含む地域産業全体への大きな影響が生じることを、改めて認識することとなりました。

このような頻発化・激甚化する豪雨等の自然災害への備え及び農業水利施設の老朽化への対応などに加え、担い手への農地集積・集約化の推進や土地改良事業を実施する土地改良区等の技術職員が不足するなどの課題・背景のもと、令和4年の通常国会において、改正土地改良法が成立し、令和4年4月1日に施行されました。

改正土地改良法では、急施の防災事業を豪雨災害対策にも拡充したことや農地中間管理機構関連事業として基盤整備をより効率的に進め、農地集積の加速化などが可能となります。また、土地改良施設維持管理適正化事業について、財政融資資金の活用により施設の老朽化等への早期対応が可能となります。さらに、技術者不足に直面する土地改良区等が土地改良事業団体連合会の協力を得る仕組みも構築されました。

一方、気候変動や長引くコロナ禍、更にロシアによるウクライナへの軍事侵攻も相まって、我が国の食料安全保障に対する国民の関心が高まっています。食料やエネルギーの多くを海外に依存する我が国においては、決して他人事ではなく、国会においても議論されるに至りました。特に、燃料や飼料、肥料の高騰は、農家の農業経営を圧迫し、土地改良施設の維持管理に大きな影響を与えるなど、我が国の食料安定供給にも支障を及ぼしかねず、食料安全保障への取り組みの強化も急務です。

これらの現状を踏まえ、西関東土地改良調査管理事務所においても、関連施策を有機的に運用しつつ、併せて、みどりの食料システム戦略の推進も図りながら、関係する皆様方と連携し、農業農村の発展に向けて取り組んで参ります。

## 土地改良法の改正

農業の持続的な発展に向けて、頻発化・激甚化する豪雨災害により二次被害が発生するおそれのあるため池、排水機場等の緊急的な防災工事を迅速に実施するとともに、農業生産基盤の整備を効果的に実施し、担い手への農地の集積・集約化を加速する必要があります。また、小規模な土地改良事業を実施する市町村、土地改良区の技術職員が不足し、防災・減災対策や農業基盤の整備等の円滑な実施に支障が生じていることから、資金調達や事業実施についての支援体制を構築する必要があります。このため、令和4年の通常国会（第208回国会）において、土地改良法の一部を改正する法律（令和4年法律第9号）が成立し、一部を除き令和4年4月1日に施行されました。

## 土地改良法の一部を改正する法律のポイント

### ①急施の防災事業の拡充

国又は地方自治体が、農業者の費用負担や同意を求めずに、ため池や排水機場等の豪雨対策を実施できることとする。

### ③土地改良事業団体連合会の業務の見直し

土地改良区等が行う防災・減災対策や小規模な基盤整備を支援するため、土地改良事業団体連合会の事業に以下を追加する。

- ①全国連合会にあっては、会員（都道府県連合会の会員を含む。）が土地改良施設の管理を適切に行うために必要な資金の調達・交付。
- ②会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事。

### ②農地中間管理機構関連農地整備事業の拡充

都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに実施する農地中間管理機構関連農地整備事業の対象に農業用排水施設、農業用道路等を追加する。（現行制度は、区画整備及び農用地造成のみが対象。）

### ④土地改良区の組織変更制度の創設

解散を予定している小規模土地改良区が、一定の条件のもと、法人格を維持しながら、一般社団法人又は認可地縁団体に組織変更できることとする。

詳細は右記の農林水産省ホームページでご確認いただけます

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/lowoflandimprovement.html>

## みどりの食料システム戦略

我が国の食料・農林水産業は、大規模自然災害・地球温暖化、生産者の減少等の生産基盤の脆弱化・地域コミュニティの衰退、新型コロナを契機とした生産・消費の変化などの政策課題に直面しており、将来にわたって食料の安定供給を図るためには、災害や温暖化に強く、生産者の減少やポストコロナも見据えた農林水産行政を推進していく必要があります。このような中、健康な食生活や持続的な生産・消費の活発化やESG投資市場の拡大に加え、諸外国でも環境や健康に関する戦略を策定するなどの動きが見られます。今後、このようなSDGsや環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、我が国の食料・農林水産業においてもこれらに的確に対応し、持続可能な食料システムを構築することが急務となっています。このため、農林水産省では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定しました。

詳細は右記の農林水産省ホームページでご確認いただけます

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

# 西関東土地改良調査管理事務所の概要

西関東土地改良調査管理事務所では、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県の4県を対象として、国営土地改良事業の実施に必要な調査から計画、全体実施設計までを一貫して行っています。また、国営完了地区における施設の機能保全・管理にかかる調査・計画、対策等の事業を実施しています。



## 機能診断の実施及び機能保全計画の策定 『大井川用水地区』・『牧之原地区』

### 機能保全計画の必要性

施設の管理は維持・運用や整備補修を日常的に行うことですが、施設の老朽化の進行に伴い、突発事故等のリスクが増加し修繕の負担が増大しています。

施設の機能診断に基づき、早めの補修・補強等の機能保全対策を実施することで、施設の長寿命化とリスクの抑制、老朽化に伴い増加する修繕費用、将来の更新費用等のライフサイクルコストの低減が可能となります。

施設の長寿命化を図るため、深刻な機能低下が発生する前に、機能診断に基づく適切な予防保全対策を実施し、機能保全コストを低減していくことが必要となっています。

### 令和4年度の調査実施状況について

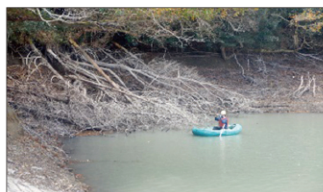
#### ①大井川用水地区

国営造成施設の内、施設の重要度や整備時期を考慮して優先的に機能診断を実施すべき施設の調査を実施しています。令和4年度は、池ヶ谷池調整池、菊川幹線水路、菊川右岸幹線水路で調査を実施しました。

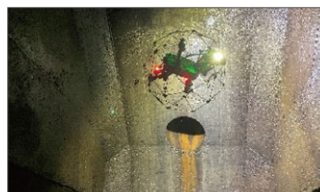
#### 池ヶ谷池調整池及び斜樋内部調査



池ヶ谷池ドローンによる全景



池ヶ谷池法面ボートによる調査



斜樋内部ドローン撮影状況



斜樋内部ドローン撮影写真

#### ②牧之原地区

国営造成土地改良施設整備事業牧之原地区(平成23年～平成30年)では、制水弁及び分水工のマクロセル対策を重点とした機能診断を実施し施工を行いました。しかし、近年、機能診断を行っていない空気弁等が腐食により故障等が頻繁に発生してきていることから、令和4年度に中央幹線水路及び中央支線水路の空気弁及び制水弁等の弁類について機能診断調査を実施しました。



茶畑と空気弁



空気弁調査状況



空気弁腐食状況



制水弁腐食状況

## 管内国営地区の水管理に関連する調査等

### 適切な水管理の必要性

農業用水を河川から取水する場合、河川管理者と水利権協議を行い決められた期間及び水量の範囲内で取水する必要があります。また、豪雨等が予想される場合には気象予報等を施設管理者等へ情報提供を行い、適切な施設管理をお願いし、洪水被害の防止を図っています。

さらに、近年では各水系毎に河川管理者や利水者が共同で治水計画を策定・実施するため、ダムの事前放流や流域治水プロジェクトが実施されており、国土交通省、関係県・市町村等と連携して取組を実施しており、これらを踏まえた施設管理及び水管理が求められています。

### 令和4年度の調査等の実施状況について

#### ①関係機関に対する適切な水管理と取水量報告の依頼

管内国営地区で水利権に基づく取水を行う地区の施設管理者等に対し水利権に基づく適切な取水をお願いしています。

また、定期的に取り水量の報告をいただき、毎年1月には河川管理者へ取水量の報告を行っています。

#### ②水利権更新に向けた配水状況調査及び受益面積調査

竜西地区及び大井川用水地区において、配水状況調査及び受益面積の調査を実施しました。

また、笛吹川沿岸地区、中信平地区及び牧之原地区において受益面積調査を実施しました。

#### ③流域治水プロジェクト・ダム事前放流

管内国営地区が関連する流域治水プロジェクト関係会合等において関係機関の取組を確認しています。

また、ダム事前放流の取組がある場合、農林水産省所有施設の管理状況について施設管理者と管理体制を確認することとしています。

## 大規模農業水利施設の更新整備計画策定『大井川地域』

国営かんがい排水事業等により基幹的農業水利施設が整備されている大規模かつ優良な農業地域において、食料生産の重要な基盤である農業水利施設を適切に維持・更新していくため、施設の長寿命化に配慮しつつ、計画的かつ機動的に更新整備を行うための基礎調査として「広域基盤整備計画調査」を実施します。

事業名：広域基盤整備計画調査  
 実施期間：令和5年度～令和7年度  
 関係市町：静岡県島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町

### 調査の予定

- ◆令和5年度  
 広域基盤確立推進協議会の設立、基礎資料の収集、施設管理状況調査、水利用計画の概定、水利調整組織再編計画、総合機能強化計画、環境・景観配慮基本方針の策定 等
- ◆令和6年度  
 農業水利施設概要調査、施設機能診断調査、施設別改修経費概定調査、整備年次計画の作成(大井川用水地区、牧之原地区) 等
- ◆令和7年度  
 長寿命化に配慮した更新整備計画の策定、広域整備計画(案)の策定

### 大井川地域の農業水利施設



川口取水工



大井川水路橋

## 大規模農業水利施設の整備構想『浜名湖北部地区』

### 令和4年度の調査実施状況

本地区の基幹的農業水利施設は、国営浜名湖北部土地改良事業により造成されていますが、施設の経年劣化のほか、管水路のマクロセル腐食に起因する漏水等による維持管理費の増嵩などの課題が生じています。

このため、平成29年度から地域整備方向検討調査に着手し、施設管理及び営農における課題の聞き取りを行うとともに、それらの課題の対応方針について関係機関と検討を進めています。併せて荒廃農地の解消及び抑制のための方策の検討や重要施設の耐震診断調査を行っています。

調査名：地域整備方向検討調査  
 実施期間：平成29年度～  
 関係市：静岡県浜松市

当該地区で実施、完了した国営かんがい排水事業

#### 浜名湖北部地区

実施年度：昭和50年度～平成元年度  
 受益面積：2,430ha  
 造成施設：頭首工 1箇所 / 揚水機場 2箇所 / 調整池 2箇所 / 用水路 55km



スプリンクラーによるかんがい

主要作物の温州みかん

### 農業水利施設の対策状況



腐食した空気井からの漏水



幹線水路(鋼管)の腐食による漏水

事業完了から相当な年数が経過し、施設の老朽化が進行しています。



# 大規模農業水利施設の整備計画 『天竜川下流二期地区』

## 取り組みの必要性

本地区の農業水利施設は、国営天竜川下流土地改良事業(昭和42年度～昭和59年度)により造成されましたが、施設の経年的な劣化により、農業用水の安定供給に支障を来しています。また、近年の営農形態の変化等に伴う用水需要への対応など、施設の維持管理に多大な労力等を要しています。

さらに、本地区は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、導水路等では上水及び工業用水との共同施設となっていることから大規模地震対策が急務となっています。このため、平成28年度から国営土地改良事業地区調査を実施しており、課題解決に向けた検討を行っています。

調査名：国営土地改良事業地区調査  
 実施期間：平成28年度～  
 関係市町：静岡県浜松市、磐田市、袋井市、周智郡森町

当該地区で実施、完了した国営かんがい排水事業  
**天竜川下流地区**  
 実施年度：昭和42年度～昭和59年度  
 受益面積：12,030ha  
 主要施設：取水工 1箇所 / 揚水機場 5箇所  
 用水路 104.2km

## 令和4年度の調査実施状況

国営土地改良事業地区調査では、経済的かつ効果的な施設の補修や改築、新設により農業用水の安定供給や維持管理の費用と労力の軽減を図り、農業生産性の維持向上及び農業経営の安定を目的とした事業のための調査を行い、土地改良事業計画の案を作成します。

令和4年度は、関係機関で構成している施設整備計画検討会により施設計画や用水計画の検討、学識経験者を含めた環境情報協議会において環境配慮計画の検討を行いました。

また、令和6年度から全体実施設計<sup>注)</sup>への移行に向けて関係機関と合意形成を図りました。

注)：全体実施設計では、国営土地改良事業地区調査で作成した事業計画の案に基づき事業費を算定するため工事計画に係る詳細な設計を行います。

## 期待される効果



ブランド作物「周智レタス」

用水需要に応じた施設整備により農業用水の安定供給



用水安定供給のための調整池

施設の機能回復及び維持管理費の軽減



取水施設(船明ダム)



位置図

天竜川下流二期地区

農業水利施設を耐震化することで損壊等の災害を未然に防止



鉄道横断・トンネル等

# 大規模農業水利施設の長寿命化対策『釜無川地区』事業完了

## 事業実施の経緯・効果

事業名：国営施設機能保全事業  
 実施期間：平成25年度～令和4年度  
 関係市：山梨県韮崎市、南アルプス市

本地区は、水稻、もも、ぶどう、すもも、おうとう、かき等を主要作物とする1,930haの受益面積を有する農業地帯です。

本地区の基幹的な農業水利施設は、国営釜無川農業水利事業(昭和40年度～昭和49年度)により整備されましたが、経年的な施設の劣化により、農業用水の安定供給に支障を来すとともに、施設の維持管理に多大な費用と労力を要していました。

このため、本事業において農業水利施設の機能を長期にわたり保全するための整備を行い、農業用水の安定供給及び施設の維持管理の軽減を図ることで、農業生産の維持及び農業経営の安定のための事業を実施しました。



頭首工土砂吐の摩耗



ゲートスピンドルの曲がり



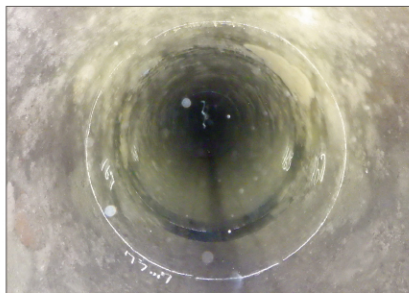
管水路継手部破損

## これまでの工事実施状況

本事業では、徳島頭首工の改修、管水路の改修14.3km等を主要工事計画に位置付け、徳島頭首工の改修、管水路の改修、ゲート設備の改修等を実施しました。



頭首工(整備前)



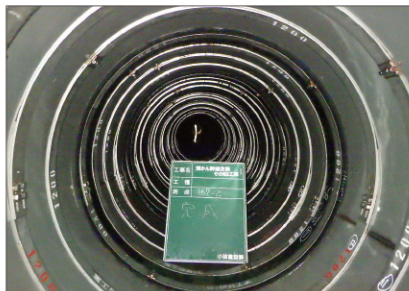
管水路(整備前)



ゲート(整備前)



頭首工(整備後)



管水路(整備後)



ゲート(整備後)

## 完了報告会を開催

令和4年11月10日(木)、山梨県南アルプス市の桃源文化会館において、国営施設機能保全事業釜無川地区完了報告会が、関東農政局農村振興部長、山梨県農政部長、釜無川右岸土地改良区連合理事長、韮崎市、南アルプス市長、山梨県土地改良事業団体連合会会長、地元関係者約50名の出席により開催されました。

完了報告会の最後に、地元を代表して金丸釜無川右岸土地改良区連合理事長より「今後は整備された施設を活用し、より安定した用水供給を図るとともに、先人が築いてくれた貴重な財産を後世に引き継ぎ、地域の農業の振興に努めてまいります。」と謝辞を頂きました。



金丸理事長より謝辞

## 大規模農業水利施設の突発事故への対策 『竜西地区』

### 令和4年度の工事実施状況

令和4年3月から新しい伏越により通水を開始しました。  
既設の伏越は、河川流況の阻害とならないように右岸側の伏越については天竜川伏越右岸撤去工事により撤去しました。  
左岸側については令和5年度以降に撤去する予定です。

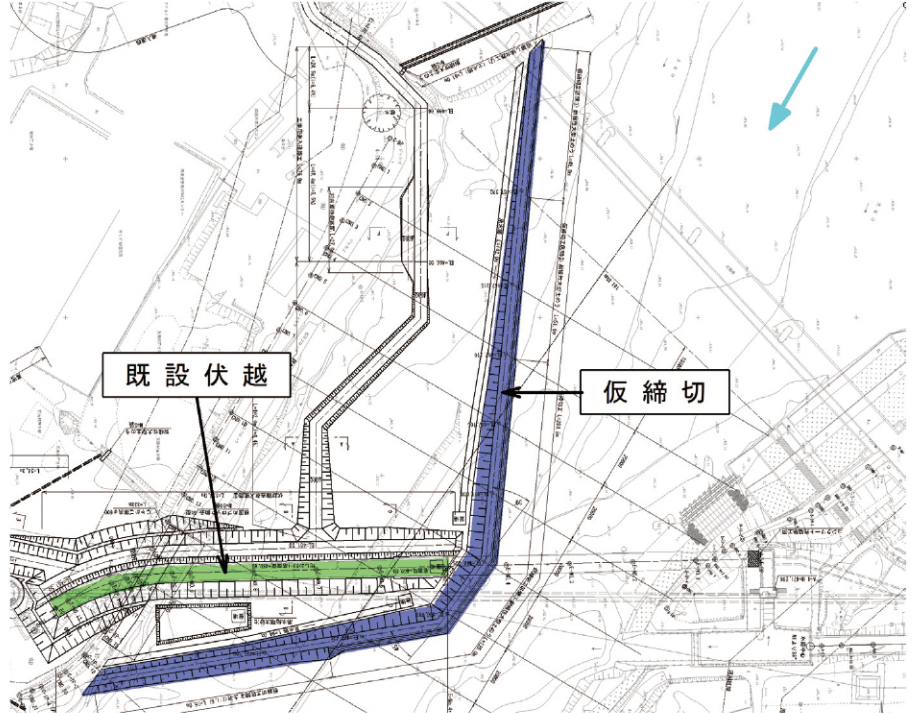
事業名：国営施設応急対策事業  
実施期間：平成27年度～令和6年度  
関係市町：長野県飯田市、  
下伊那郡松川町、高森町



仮締切状況(河川下流側より)



伏越撤去状況



## 大規模農業水利施設の不測の事態への対策 『天竜川下流地区』

### 令和4年度の工事実施状況

浅羽揚水機場の改修工事は、既設機場を使用しながら貯水池西側に新機場を建設します。令和4年度は、昨年度実施した機場設備の実施設計を基に、機場建屋建設及びポンプ設備製作据付の工事に着手しました。

事業名：国営施設応急対策事業  
実施期間：令和3年度～令和6年度  
関係市：静岡県磐田市、袋井市



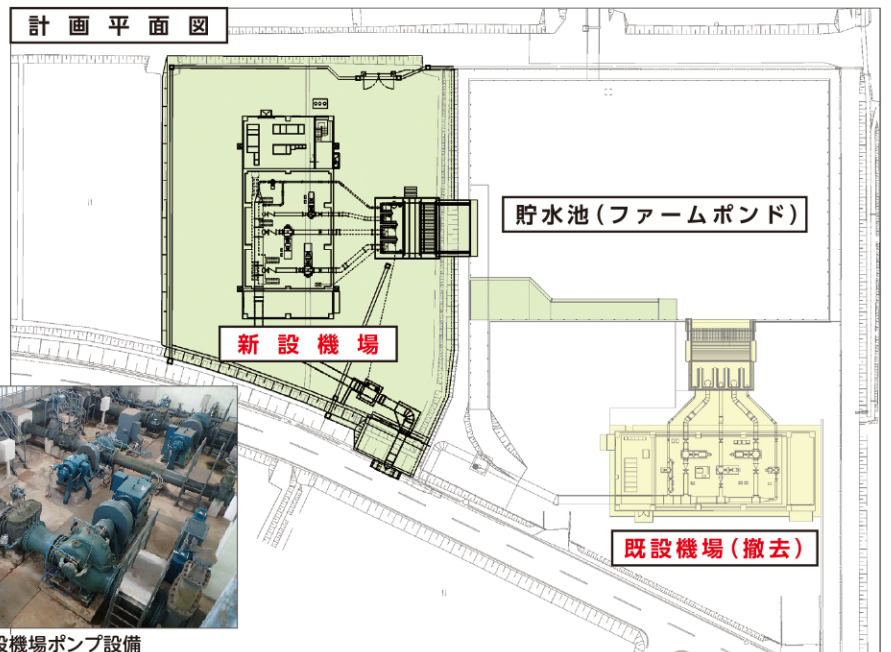
浅羽揚水機場 全景



既設機場建屋



既設機場ポンプ設備





### ■ 笛吹川沿岸地区の完了報告会を開催

令和3年度に開催を延期しました笛吹川沿岸地区の完了報告会を令和4年10月20日、山梨県山梨市の山梨市働く婦人の家・勤労者福祉センターにおいて、関東農政局農村振興部長、山梨県農政部長代理、笛吹川沿岸土地改良区理事長、甲府市長代理、山梨市長、笛吹市長、甲州市長、中央市長、市川三郷町長代理、山梨県土地改良事業団体連合会会長、地元関係者を含め約30名の出席により厳かに開催されました。報告会では、兼平西関東土地改良調査管理事務所長による式辞や、佐々木農村振興部長からの挨拶、直江西関東土地改良調査管理事務所次長による事業経過報告を行いました。

最後に、地元を代表して高木笛吹川沿岸土地改良区理事長より「今後は整備された施設を活用し、より安定した用水供給を図るとともに、先人が築いてくれた貴重な財産を後世に引き継ぎ、地域の農業の振興に努めてまいります。」との謝辞を頂戴し閉会しました。



佐々木農村振興部長より挨拶



高木理事長より謝辞

## 災害対応について

当事務所では、管内国営地区の農業水利施設が自然災害等で被災した場合、施設管理者と対応方針を検討し、必要に応じて対策事業を実施します。事業実施において河川管理者等と協議が必要となる場合には協議の支援等も行っています。

また、大雨や台風の影響で、農地や農業用施設が冠水などで被害を受けた場合や干ばつなどの影響で用水補給が出来なくなった場合には「災害応急用ポンプ」の貸出を行う体制を整えています。

詳細は下記の関東農政局土地改良技術事務所ホームページでご確認いただけます

[https://www.maff.go.jp/kanto/nouson/sekkei/kokuei/dogisyo/07\\_pomp/pomp\\_top.html](https://www.maff.go.jp/kanto/nouson/sekkei/kokuei/dogisyo/07_pomp/pomp_top.html)

### ■ 災害トリアージについて

近年、豪雨、台風、地震等の災害が頻発化、激甚化する中で、災害復旧の主体となる市町村においては、技術系職員の減少等によって迅速、円滑な災害対応に支障が生じる事例が発生しています。

全ての被災市町村において、年内に災害査定を終え、早期復旧による営農再開を果たすためには、都道府県と協力し市町村の被災状況、災害対応状況等を把握し、支援が必要な市町村に対して、適時に支援を行う必要があります。

このため、農林水産省は職員をプッシュ型で被災市町村に訪問させ、災害復旧の各段階において市町村が行う作業や手続きのポイントを説明するとともに、被災状況、体制、進捗状況等の災害対応状況と課題を把握したうえで、復旧工法の助言や事業申請、設計書作成の指導を行う技術支援の必要性を判断する『災害トリアージ』を行うことで、適時適切な災害対応への支援を行うこととしています。

#### ◆ 事前に市町村への災害復旧に係る説明

発災後の初動対応は、迅速な情報収集と必要な応急復旧の判断など、関係者が連携して対応していくことが求められることから、事前に市町村との顔の見える関係を構築しておくことが重要です。

このため、今年度から農政局が国営事業の関係市町村を個別に訪問し、災害復旧に向けて行うべき作業・手順の説明を事前に行っています。併せて『災害トリアージ』の取り組みについて理解を求めつつ、意見交換を行い、当該市町村の災害時の不安や懸念、復旧に向けた課題などを共有することで信頼関係の醸成を図るとともに常に相談可能な連絡体制を構築しています。

#### ◆ 台風15号における対応

令和4年9月23日から24日にかけて台風15号の影響で静岡県内は記録的な大雨に見舞われ、各地で大きな災害が発生しました。事前に『災害トリアージ』の説明を行っていたこともあって、早々に被災市町村から災害支援を行って欲しい旨の連絡がありました。このため、被災市町村へ外出向き、被災状況や災害対応の体制などを聞き取るなど『災害トリアージ』を実施しました。被災市町村では、これまで大きな災害の経験がなく技術系職員もほとんどいないことから、技術的な指導を要請され、西関東では被災市(静岡市)への技術支援を行うとともに災害に係る各種参考資料を提供するなどの対応を行いました。

## 世界農業遺産(山梨県峡東地域)の認定について

世界農業遺産(GIAHS)とは、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域(農林水産業システム)であり、国際連合食糧農業機関(FAO)により認定されるものです。

### ◆山梨県峡東地域(令和4年7月18日認定)

**農林水産業システムの名称:「峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム」**

扇状地の傾斜地において、土壌や地形、気象等に応じて、ブドウやモモなどの多様な果樹の適地適作が古くから行われるとともに、我が国独自のブドウの棚式栽培が開発され、現在まで継承されています。

詳細は右記の農林水産省ホームページでご確認いただけます

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/index.html>

## 世界かんがい施設遺産(寺谷用水、香貫用水)の認定について

世界かんがい施設遺産は、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資することを目的として、建設から100年以上経過し、かんがい農業の発展に貢献したものの、卓越した技術により建設されたもの等、歴史的・技術的・社会的価値のあるかんがい施設を登録・表彰するために、国際かんがい排水委員会(ICID)が認定・登録するものです。

令和4年10月6日、当事務所管内においては寺谷用水(静岡県磐田市)及び香貫用水(静岡県沼津市)が認定されました。

### ◆寺谷用水(静岡県磐田市)

寺谷用水は、1590年に平野重定によって天竜川の氾濫原から農地を分離する堤防とともに、総延長12kmの農業用水路が建設されました。この技術は、大河川の治水と利水を一体的に行う革新的なかんがい技術導入の先駆けとして、日本のかんがいの発展に大きな影響を与えました。

### ◆香貫用水(静岡県沼津市)

香貫用水は、大河川である狩野川沿いにありながら水不足に苦しんでいた左岸河口付近の地域に安定した農業用水を供給するため、17世紀初期に植田内膳によって建設された総延長約5kmの農業用水路です。

詳細は右記の農林水産省ホームページでご確認いただけます

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kaigai/ICID/his/his.html>

## 全国優良経営体表彰について

農林水産省及び全国担い手育成総合支援協議会は、意欲と能力のある農業者の一層の経営発展を図るため、昭和61年から、農業経営の改善や地域農業の振興・活性化に優れた功績を挙げた農業者を表彰しています。この度、経営改善、生産技術革新、6次産業化、販売革新、働き方改革、担い手づくりの各部門における、農林水産大臣賞、農林水産省経営局長賞及び全国担い手育成総合支援協議会会長賞を決定(計51経営体)しました。

当事務所管内においては、静岡県牧之原市のカネ十農園株式会社が販売革新部門の農林水産大臣賞を受賞されました。その他、経営改善部門では、静岡県浜松市の有限会社グリーンフィールド浜松が経営局長賞を受賞されました。



●販売革新部門

**「カネ十農園株式会社」(静岡県牧之原市)**

経営規模: 19.3ha(茶19.0ha、だいこん0.3ha)

### 受賞のポイント

平成22年に、茶葉の原料供給のみの流通体制の改善と経営体の効率運営を目的として、現代表が経営を継承し法人化した。相場に左右されない経営体を目指して、多様な商品展開を図り、幅広い販路を開拓した。

従来の煎茶だけでなく、発酵茶、低カフェイン茶、牧之原産ベルガモット、ジャスミンを使用したフレーバーティーなど、多様な商品展開を図り、百貨店等での常設販売のほか、若い世代にお茶の良さを伝えるため東京表参道に直売所兼カフェを出店するとともに、ECサイトによる通販の強化や海外展示会への積極的な参加、輸出にも取り組むなど、小売販売を強化してきた。

荒茶販売では、令和3年より大手飲料メーカーとの契約栽培を開始し、市場動向に左右されない安定した収益確保に努めている。

新商品の企画・開発においては、贈答品としての利用や海外販売も念頭に、わかりやすく、デザイン性も重視したパッケージの採用など、戦略に基づいたブランディングを行ってきた。

地域の担い手が高齢化する中、地域産地の受け皿として機能しており、法人管理の茶園の規模は10年間で約4倍にまで拡大し、産地維持に貢献している。また、地域の若手茶業者で構成される研究会の一員として、茶業の課題(茶園基盤整備、集積、栽培技術)の解決にも積極的に取り組んでいる。

詳細は右記の農林水産省ホームページでご確認いただけます

<https://www.maff.go.jp/j/press/keiei/keiei/221007.html>

## リクルート活動について

### リクルート活動について

#### ①リクルート活動の実施

例年、静岡農業高校に対してリクルート活動を実施しています。リクルート活動を契機に関東農政局の業務に関心を持ち、入省する学生もいます。当事務所では、リクルート活動を希望する高校・大学に積極的にお伺いします。

#### ②インターンシップの実施

令和4年度のインターンシップは、コロナ禍ではありましたが、万全の感染防止対策を施し、対面でのインターンシップを実施することができました。インターンシップにおいて、次期国営事業に向けた調査計画及び国営事業完了後のフォローアップ調査について経験し、調査管理事務所の基本的な役割をご理解いただけました。また、一部実習は近隣(浜松市)の国営三方原用水二期農業水利事業所と合同で実施し、国営事業の実施についてもご理解いただく機会となりました。

また、より多くの方に関東農政局の業務についてご理解いただくため、下部に記載している広報動画配信も行っていますので併せてご確認ください。

## 広報活動について

### 施設案内について

令和4年度は、大井川用水地区の大井川右岸土地改良区が実施している近隣小学校の小学生を対象にした農業水利施設の案内活動に参加しました。当該活動においては、大井川右岸土地改良区の担当者が小学校の授業の一環で農業水利施設の必要性や現地案内を行っており、当事務所も施設の案内の支援をしました。

また、農林水産省では小中学生等にも農林水産業の状況を理解していただくため、ジュニア農林水産白書を発行し関心のある学校に配布しており、社会科の授業等でご利用いただけます。



### 地域イベントの参加について

令和4年度は、令和元年度以降コロナ禍のため開催されなかった市町による産業祭を実施した地域がありました。当事務所は近隣の菊川市(産業祭)及び御前崎市(大産業まつり)に大井川右岸土地改良区と連携して出店し、来場者に対して土地改良区や農業用水路の役割・多面的機能等について説明を行いました。

### 管内地区の広報動画配信について

関東農政局では、令和2年度から、農業農村整備事業の広報及びリクルートを目的に、農村振興部及び国営事業(務)所の若手職員が、業務内容や職場の雰囲気等を紹介する学生向けのリクルート用動画の制作に取り組んでおり、令和2年6月より全12本の動画を「maff channel(農林水産省公式YouTubeチャンネル)」で配信しています。

令和4年度は、当事務所管内の「笛吹川沿岸地区」に係る動画制作を行いました。今回の動画制作では、国営事業だけではなく、山梨県による関連事業や受益者の声を盛り込む等、地元の方々と一体となって制作しました。撮影等にご協力いただきました関係者の皆様、誠にありがとうございました。

約5分という短い動画となっていますので、お時間のある際ご視聴いただけますと幸いです。

そのほか、農林水産省公式YouTubeチャンネルの「maff channel」や「BUZZ MAFF(ばずまふ)」には、数多くの動画が投稿されていますので、是非ご覧ください!

▶ 関東農政局ホームページ 関東農政局の紹介動画【学生向けリクルート動画】

<https://www.maff.go.jp/kanto/nouson/sekkei/nougyounousonseibimovie/recruit.html>

▶ maff channel 農林水産省公式YouTubeチャンネル

<https://www.youtube.com/user/maffchannel>

▶ BUZZ MAFF(ばずまふ) 農林水産省公式YouTubeチャンネル

<https://www.youtube.com/channel/Uck2ryX95GgVFSTcVCH2HS2g>



# 事務所所在地

## 関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所



〒439-0031  
静岡県菊川市加茂2280-1  
TEL. 0537-35-3251  
FAX. 0537-35-5212

## 竜西支所



〒395-0051  
長野県飯田市高羽町6-1-5  
飯田高羽合同庁舎3F  
TEL. 0265-22-2511  
FAX. 0265-22-2543



にしかんとう

## 西関東土地改良調査管理事務所のロゴマーク

管轄する4県とその特産物を表しています。  
黄緑色が神奈川県のカブツ、紫色が山梨県のぶどう、赤色が長野県のりんご、緑色が静岡県のお茶、そして茶色は農地を表しています。